

第3回町議会臨時会

占冠村との法定合併協議会設置を決定 町民税均等割の引上げなど税条例を改正

平成16年第3回
南富良野町議会
臨時会が4月30日
に開催され、2期

目の当選を果たした池部
町長から就任挨拶と行政報
告が行われました。

このあと議案審議に入り、
平成15年度および平成16年
度一般会計補正予算、条例

の改正、占冠村との法定合
併協議会設置など町長提出
議案7件が審議に付された

結果、それぞれ原案のとおり
可決し閉会しました。

本定例会で審議された議
案は次のとおりです。

平成15年度補正予算

◇一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ670
万8千円を減額し、総額49
億9,835万4千円とな
りました。

平成16年度補正予算

◇一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ15万3
千円を追加し、総額38億5,
539万3千円となりました。

◇一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ114
万9千円を追加し、総額38
億5,654万2千円とな
りました。

◇一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ963
万円を追加し、総額38億6,
617万2千円となりました。

条例の改正

◇町税条例

地方税法の改正に伴い、
個人の町民税について、次
のように改正されました。

人口段階別に定められて
いた税率区分が統一され、
平成16年度分からの均等
割の税率を「年額2,000
0円」から「年額3,000
0円」に引き上げる。

均等割を納める夫と生計

を同じくする妻の非課税
措置を廃止し、平成17年
度分については、「年額
1,500円」、平成18年
度分から「年額3,000
円」とする。

65歳以上に適用されてい
る老年者控除(48万円)を
平成18年度分から廃止す
る。

平成16年以後の土地・建
物等の長期譲渡所得と非
上場株式の譲渡所得に係
る税率を、4%から、3・
4%に引き下げ、土地・
建物等の譲渡所得金額ま
たは短期譲渡所得金額の
計算上生じた損失額につ
いて、他の所得との通算
および翌年以降の繰越し
を認めないこととする。

所得割が非課税となる低
所得者の範囲として、本
人、控除対象配偶者およ
び扶養親族の合計数に28
万円を乗じ、これに加算
されている「36万円」を

平成16年度分から「35万
円」に引き下げる。

均等割が非課税となる低
所得者の範囲として、本
人、控除対象配偶者およ
び扶養親族の合計数に28
万円を乗じ、これに加算
されている「20万円」を
平成16年度分から「18万
円」に引き下げる。

◇国民健康保険税条例

町民税の所得割について
改正された譲渡所得につい
て、平成16年度分からの国
民健康保険税の所得割にも
適用するよう改正されまし
た。

その他の議決

◇南富良野町・占冠村合併
協議会の設置

占冠村との新まち建設計
画の作成など合併に関する
協議を行うため、「南富良
野町・占冠村合併協議会」
を設置することとしました。

町民税改正のポイント

- 1 町民税均等割の人口段階別の税率区分の廃止
 - ・年額2,000円としていた本町の均等割の税率を平成16年度分から年額3,000円とする。
- 2 均等割の生計同一の妻に対する非課税措置の廃止
 - ・平成17年度以後の町民税について、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻の非課税措置を廃止する。ただし、17年度分については、その税率を2分の1に軽減する。
- 3 老年者控除の廃止
 - ・平成18年度以後の町民税について、老年者控除を廃止する。
- 4 土地譲渡益課税・株式譲渡益課税の見直し・
- 5 所得割の非課税限度額の引き下げ
 - ・所得割が非課税となる所得基準を1万円引き下げる。
- 6 均等割の非課税限度額の引き下げ
 - ・均等割が非課税となる所得基準を2万円引き下げる。